

松江市財務規則の一部を改正する規則

松江市財務規則（平成 17 年松江市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（違反行為等による損害の届出） 第 105 条 法<u>第 243 条の 2 の 9 第 1 項</u>後段に掲げる者が同項各号に掲げる行為について法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより、松江市に損害を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。この場合において、会計管理者以外の者は、所属の課長等、部長及び会計管理者を経由してしなければならない。 （1）～（4） 略 2 略 （賠償責任を有する職員） 第 106 条 法<u>第 243 条の 2 の 9 第 1 項</u>後段の規定により、その権限に属する事務を直接補助する職員で、規則で指定するものは、次に掲げる者とする。 （1）～（3） 略	（違反行為等による損害の届出） 第 105 条 法<u>第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u>後段に掲げる者が同項各号に掲げる行為について法令に違反して当該行為をしたこと又は当該行為を怠ったことにより、松江市に損害を与えたときは、次に掲げる事項を記載した書面により市長に届け出なければならない。この場合において、会計管理者以外の者は、所属の課長等、部長及び会計管理者を経由してしなければならない。 （1）～（4） 略 2 略 （賠償責任を有する職員） 第 106 条 法<u>第 243 条の 2 の 8 第 1 項</u>後段の規定により、その権限に属する事務を直接補助する職員で、規則で指定するものは、次に掲げる者とする。 （1）～（3） 略

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。